

千葉県社保協通信

2016年度 — No5 2016年 9月29日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セカビル3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

・・・ 県内 33 自治体で介護保険総合事業 スタート ・・・

介護サービス低下を許すな！地域から共同で改善求める声あがる時

総合支援事業への移行が各自治体で進められています。受け皿も整備されず移行は厚労省の思うようには進んでいません。県社保協が実施した市町村アンケートでは、すでに県内31自治体を実施し、10月スタートを含めると33自治体を実施しますが、多くの自治体が「現行相当サービス」のみでのスタートです。

一方、21自治体は計画中、内10自治体がスタート時期は未定としています。 —詳細一覧別添—

“サービスの低下を許すな”との声があがっているにもかかわらず、厚労省は、要介護1、2の介護保険からの切り捨てなど、さらなる介護保険制度の改悪を来年通常国会で強行しようとしています。

いまこそ、地域から 介護関係者、専門職、住民、自治体職員など共同の知恵と力で、市町村の動向をしっかりと把握し、問題点を整理し、改善を求める取り組みを広げることが大変重要です。

学習会の開催、介護現場の声をもとに自治体との懇談・議会請願陳情などに取り組みましょう。

- 取り組みのポイントとして ⇒ ○総合事業は「現行相当サービス」の縮小・切り下げをさせない ○基準緩和型による報酬切り下げを許さない ○「基本チェックリスト」への対応 ○「サービスからの卒業」セルフケアの強要を許さない ○住民の「助け合い」による多様なサービスは「現行相当サービス」を前提にした「プラスα」として地域における支え合いや地域づくりを促進するものとして位置づける ○介護保険国庫負担25%（負担金20%+調整交付金5%）の増額を求める など

▼あらためて総合事業とは・・・

「介護保険内でのサービス提供であり、財源構成は変わらない」（厚生労働省資料）というが、地域支援事業は介護保険制度の本体ではない・・・そもそも2000年度スタート時は保険給付（①介護給付②予防給付）のみ ⇒2006年度～市町村が実施する「地域支援事業」がスタート。 -2013年度時点で全国64市町村実施- ⇒ 2014年「医療・介護総合確保法」による「介護保険法」改定で「地域支援事業」大幅再編へ ⇒予防給付見直しとのセットで2015年度～2017年度全市町村実施へ

●「保険給付」と「事業」は違う

- 「介護保険」は保険⇒加入者は①保険料負担の義務②保険事故（要介護状態）と査定（要介護・要支援認定）されたとき③保険給付（介護サービス・予防サービス）を受ける。
「地域支援事業」は、後から付け足された事業で、保険給付の「3%」の財源的制約がある。
- 「受給権」があり「質」が担保されるのが「介護保険」
「事業」では財源は介護保険から出ているサービス提供するかどうかは市町村の判断⇒「質」が保証されない。全国一律の基準がなく市町村格差が・・・

● 総合事業のサービス種類 ～「多様なサービス」で基準緩和・ボランティア活用で費用を削減～

- ①「現行相当サービス」 ②緩和した基準による「サービスA」
- ③住民主体による支援「サービスB」 ④専門職による短期集中予防「サービスC」 等

- ・移行当初は現行事業者を「現行相当サービス」に見なし指定
- ・サービス単価は国が定める額を上限として市町村が定め、どんな場合も「国が定める単価の上限額」を超過できないが、逆に下げることが可能。